

子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特例的な給付措置として実施されます。

- 支給対象者** 平成27年6月分の児童手当を受給される方
 ※特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。
- 対象児童** 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
- 支給額** 対象児童1人につき 3,000円 ※支給は平成27年10月下旬を予定しています。
- 基準日** 平成27年5月31日
- 申請先** 福祉課児童福祉係 ※公務員の方は、基準日時点で住民票が市にある方が対象です。勤務先から案内がありますので、そちらをご確認ください。
- 申請期間** 平成27年6月1日(月)～8月31日(月)
- 提出書類** 児童手当現況届と一緒に郵送している申請書
- 【問い合わせ先】** 福祉課 電話 42-2111 (内線245)

福祉商品券のお知らせ

国の補助金(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金)を活用し、高齢者の福祉向上および地域経済の活性化を図るため、商品券を支給します。支給対象者には、7月上旬に通知する予定です。

- 支給対象者** 平成27年4月1日現在において市に住民登録されている65歳以上の方
- 支給額** 支給対象者1人につき5,000円分商品券 ※市内の商品券取扱店でご利用できます。
- 交付日** 平成27年7月6日 ※交付日前日までに対象者が死亡した場合、支給はありません。
- 受領日程** <受付時間9:00～17:00>

月 日	地 区 名	受領場所
7月7日(火)	森田地区	森田公民館
7月8日(水)	柏地区	柏分庁舎
7月9日(木)	稲垣地区	稲垣公民館
7月10日(金)	車力地区	車力出張所
7月11日(土)	木造(旧町)・森田・柏・稲垣・車力地区	市役所ロビー
7月12日(日)	木造(旧町以外)・森田・柏・稲垣・車力地区	市役所ロビー
7月13日(月)～7月17日(金)	全地区	市役所ロビー
7月21日(火)～9月30日(水)	全地区 ※土、日、祝日除く	福祉課窓口

商品券の有効期間 平成27年7月16日(木)から平成28年1月15日(金)

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線239)

第65回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



すべての国民が「犯罪や非行の防止」と「罪を犯した人たちの更生」に理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。多くの市民の皆さまの参加をお待ちしています。

日 時 7月7日(火)10時
場 所 生涯学習交流センター「松の館」

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線245)

平成27年度 戦没者追悼・平和祈念式



戦死された人々の霊を慰め、ご家族の長年の辛苦をねぎらうとともに、再び戦争による惨禍を繰り返さぬよう恒久平和を祈念するため、戦没者追悼・平和祈念式を開催しますので多数のご参列をお願いします。

日 時 7月14日(火)10時
場 所 生涯学習交流センター「松の館」

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111 (内線245)

平成27年度身体障害者巡回診査・更生相談

身体に障害を抱えている方に対し、巡回して医学的判定を行い、更生に必要な総合的相談を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受けるため診査を必要とされる方
 - ②市または青森県障害者相談センターから身体障害者手帳の再認定を必要とされた方
 - ③身体障害者手帳の障害程度や等級に変化があり、変更を必要とする方
 - ④補装具（オーダーメイド車いす・電動車いす・座位保持装置を除く）の交付、再交付または修理を必要とする方
 - ⑤生活・医療・施設入所などの相談を希望する方
- ※当日の診査だけでは判定できないこともあります。

持参するもの 身体障害者手帳（所持者のみ）、印鑑

日程等	診療科目	開催月日	時 間	会 場
	整形外科 (肢体不自由)	7月8日(水)	受 付 9:00~11:00 診査・相談 9:30~12:00	五所川原市市民学習情報センター 電話 38-5115

※聴覚障害の巡回診査・相談については平成27年度より廃止になりました。

【問い合わせ先】 福祉課 電話 42-2111(内線241)

○指定医療機関から個別検診項目追加のお知らせ

医 療 機 関	追加検診項目
木村内科医院（五所川原市字松島町2丁目89-4 電話 35-2815）	結核検診 前立腺がん検診

国民年金保険料「免除制度」について

年金情報

経済的な理由などにより国民年金保険料の納付が困難な時には、保険料が免除となる制度があります。平成27年度の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正され、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除申請できるようになりました。

申請免除

申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得額が一定以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除（4分の3・半額・4分の1免除）されます。ただし、一部免除は保険料を納めないと未納扱いとなりますのでご注意ください。



平成27年度国民年金保険料	免除割合	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
15,590円	保険料納付額	0円	3,900円	7,800円	11,690円

また、失業した方については前年の所得を0円とみなしますので、配偶者・世帯主の前年所得によっては全額免除または、一部免除に該当する場合があります。申請には雇用保険離職票または雇用保険受給者証の写しが必要です。（共済等は退職者辞令の写し）

若年者納付猶予制度

学生を除く20歳以上30歳未満の方は、同居している世帯主の所得に関わらず、申請者本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

学生で申請者本人の前年所得額が一定以下の場合には、在学中の保険料の納付が猶予されます。

手続きには申請年度有効の学生証の写しまたは在学証明書（原本）が必要です。

○いずれの申請にも、基礎年金番号がわかるものと印鑑（認印）をご持参ください。

○免除の申請は、原則として毎年必要ですが、全額免除と若年者納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すれば翌年からは本人の申請手続きは不要です。（全額免除却下通知が届いた方は一部免除に該当する場合がありますので、再度申請してください）

移動年金相談日 日時 6月24日(水)、7月22日(水)、8月26日(水) 10時~15時

場所 つがる市役所 2階相談室

※事前の予約が必要です。 弘前年金事務所 お客様相談室 電話 0172-27-1309

【問い合わせ先】 つがる市市民課 電話 42-2111(内線261・267) 弘前年金事務所 電話 0172-27-1337



つがる市食産業ネットワーク会員募集

1次、2次、3次産業が連携して農林水産物等の付加価値を高め、地域の活性化や新たな産業の創出に取り組む「つがる市食産業ネットワーク」の会員を募集します。つがる市の地域資源に興味、関心のある方などなたでも参加できます。(年会費無料)

<参加メリット>

- ・各種セミナー、研修会、補助事業等の情報を得ることができます。
- ・商品開発(デザイン支援等)、レシピ開発等の専門家による支援を受けられます。
- ・東京販売会等各種販売会や試食会に参加できます。
- ・各種商談会や視察研修会に参加できます。

<活動内容>

- ・会員相互が情報を共有し、新たなビジネスチャンスを生み出すための異業種座談会・交流会の開催
- ・つがる市産農林水産物等の地域資源に関する情報や関係機関が主催する研修会、セミナー等の情報提供

【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 電話 42-2111 (内線414)

農地中間管理事業で有利に規模拡大を!

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、昨年、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家から機構(支援センター)が農地を借り入れ、公募に応募し公表された規模拡大する受け手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。

受け手の公募は、機構(支援センター)のホームページに掲載するほか、市農林水産課の窓口に応募用紙を用意してありますので、是非応募してください。応募は、5月末、10月末に取りまとめて翌月に公表することとしています。

また、農地を機構に貸したい希望者(出し手)についても受け付けていますので、市農林水産課にお問い合わせください。

今年度から、農作業受委託を利用権設定に切り替える場合は、受託していた受け手を優先することとして、貸付ルール(事業規程)を変更しました。

【問い合わせ先】 つがる市農林水産課 電話 42-2111 (内線321)
公益社団法人あおもり農林業支援センター 電話 017-773-3131
<http://www.aomori-norin.jp/>
西北地域県民局(機構地域担当) 電話 090-1490-1397

農業経営のステップアップを進めてみませんか

西北地域県民局では、これまで野菜栽培の経験が少ない、または小規模の作付けだった農家の方々に、野菜を農業経営に取り入れてもらうため、平成27年度から「稲作農家の経営ステップアップ支援事業」を実施します。農業経営の安定を図るためには、高収益作物の導入が必要です。西北地域で産地化されているネギ、ブロッコリー、アスパラガス、スナップえんどうなどの露地野菜を経営に取り入れて、農業経営のステップアップを進めてみてはいかがでしょうか。当県民局では、野菜栽培に向けて栽培指導や経営改善へのアドバイスなどをいたします。

◆平成27年度の計画

1 野菜導入に向けた取組

- (1) 稲作農家への情報提供(4~6月)
- (2) 野菜栽培に向けた相談会(6~8月)
- (3) 導入野菜の栽培指導(6~10月)
- (4) 野菜栽培マニュアル、農業経営モデルの紹介(通年)

2 新品目野菜の栽培実証

新たな野菜として、ズッキーニ、リーキ、トレビス、フェネル、チコリなどの西洋野菜を栽培実証します。



【問い合わせ先】 西北地域県民局 地域農林水産部 りんご農産課 電話 34-2111 (内線238)

農地パトロール(利用状況調査)の実施について 農業委員会からのお知らせ

農業委員会では農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り生かす運動を展開しています。

＜調査月間＞

農地パトロールは、毎年7月から10月までを調査月間として実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ先】 つがる市農業委員会事務局（柏分庁舎内） 電話 25-3820

農業用廃プラスチック処理方法の改正について

今年度から改正になった点

- ①「ポリエチレン」、「塩化ビニール」を分別せず混合で搬入受付が可能となりました。
- ②農家（排出事業者）と『協同開発舗装』および『青南商事』との契約が必要となりました。
※契約しない場合は搬入受付できません。
- ③申込、搬入、処分料金に変更となりました。

申込から搬入までの流れ

申 込	受付期間	7月1日～8月31日 ※農協・市役所（土、日、祝日を除く）、農事共栄組合（日を除く）
	受付場所	J Aごしょつがる木造総合支店、J Aつがるにしきた（つがる・森田・富范支店、営農センター） ※農協以外の口座をご利用の方は農事共栄組合または市農林水産課にお申し込みください。
	受付方法	処理委託申込書、口座引落承諾書に記入します。（印鑑必要） ※農協受付の場合は、通帳届出印も必要

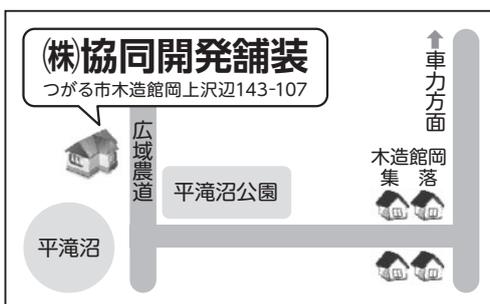


契 約	①申し込みされた農家に契約書様式が届きます。 ②返信用封筒にて必要事項を記入した契約書を『協同開発舗装』へ送付します。 ③手続きが完了した契約書が農家に送られ、搬入処理が可能となります。
-----	---



搬 入	受付期間	9月、10月の月～水曜日（8時～12時）祝日可
	受付場所	協同開発舗装（木造館岡上沢辺143-107）
	プラスチックの種類	ポリエチレン、塩化ビニール、育苗箱、肥料袋、農業ポリ容器等
処分料金 (農家負担額)	675円/10kg（市負担額50円/10kg） ※処分料金の引き落としは12月頃を予定しています。 ※搬入1回につき manifests 1枚（30円、申込窓口で販売）が必要となります。	

【お願い】 搬入場所までの運搬時にプラスチック類を落下、飛散させているケースが見受けられます。運搬の際はご注意くださいようお願いいたします。



【問い合わせ先】

つがる市農林水産課	電話 42-2111(内線414)
J Aごしょつがる 木造総合支店	電話 42-9144
J Aつがるにしきた つがる支店	電話 46-2215
J Aつがるにしきた 森田支店	電話 26-3018
J Aつがるにしきた 富范支店	電話 56-3171
つがる市農事共栄組合事務局	電話 42-3205
株式会社協同開発舗装	電話 45-3204